

令和2年9月15日

病院各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

松本吉郎



医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について

今般、厚生労働省より本会宛に標記事業に関する周知依頼がありましたので、お送りいたします。

本件は、第二次補正予算による事業であり、人工呼吸器等を利用する上で必要なアルコール綿及び精製水の需給が逼迫し、在宅の医療的ケア児者が入手しづらくなっていることを踏まえ、厚生労働省が一括して買い上げの上、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に無償配布するものです。

本事業の対象は、①人工呼吸器装着、②在宅中心静脈栄養（HPN）、③気管切開（①に該当しない者）、④喀痰吸引（①③に該当しない者）の医療的ケアを受けている方とされています。患者が、自身が受けている医療的ケアがこれらに該当するかどうかを、かかりつけの医療機関に問い合わせることが考えられますので、各医療機関におかれましては、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

また、本事業は在宅の医療的ケア児者が直接申込を行うものですが、その際に対象となる医療的ケアを受けているかどうかを確認するため、申込にあたり、医療的ケア児者が普段利用している医療や福祉のサービス事業所の職員の方（「支援者」）の名前や事業所名等を入力することとなっています。患者が訪問看護や障害福祉サービスを利用していない場合には、かかりつけの医療機関に対して、登録に関する同意のお願いがある可能性がありますので、併せてよろしくお願いいたします。その他詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。なお、申込は8月下旬から14日程度を予定しているとのことです（※スケジュールはホームページで随時更新）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

事務連絡
令和2年8月7日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

健康局難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者（65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方）に対して、アルコール綿と精製水を厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

本事業では以下の医療的ケアを受けている方を対象としているため、ご自身が受けている医療的ケアの内容がこれらに該当するかどうかについて迷われたとき、かかりつけの医療機関に照会することを案内していることから、本事業について周知するとともに、患者の方からこのようなお問い合わせがあった際には、ご回答につきご配慮くださいますようお願い申し上げます。

(対象となる医療ケア)

- ① 人工呼吸器装着
- ② 在宅中心静脈栄養 (HPN)
- ③ 気管切開 (①に該当しない者)
- ④ 喀痰吸引 (①③に該当しない者)

なお、本事業では、在宅の医療的ケア児者から直接申込を受け付けるため、その他のことで各地域の医療機関に事務等をお願いするものではないことを申し添えます。

(厚生労働省ホームページ抜粋)

Q3 対象となる医療的ケア（人工呼吸器装着、在宅中心静脈栄養（HPN）、気管切開、喀痰吸引）に該当するかどうかについて詳細な要件はありますか？

A3 詳細な要件はありません。これらの医療的ケアを受けている方が対象となります。もし、受けている医療的ケアがこれらに該当するか分からない場合は、かかりつけの医療機関や訪問看護ステーションにご相談ください。

令和2年度第2次補正予算案：9.4億円

概要

- 人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）が入手しづらくなっている。
- そこで、国においてアルコール綿等を一括して買い上げ、医療的ケア児者が優先的に確保できるようなスキームを構築し、必要な衛生用品等を配送する。
- 実施主体：国

事業スキーム（イメージ）

- ① 医療的ケア児者からアルコール綿等の必要数を把握する。
- ② 厚生労働省において必要数を集計し、メーカーから一括で購入する。
- ③ 購入したアルコール綿等を医療的ケア児者に配送する。